

2016年4月27日

各位

会社名 株式会社 ゆうちょ銀行
代表者名 代表執行役社長 池田 憲人
(コード番号 7182 東証第一部)
問合せ先 人事部 (TEL 03-3504-4435)

執行役に対する業績連動型株式報酬制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当行は、2015年12月24日付「執行役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当行執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを公表いたしました。本日開催の当行報酬委員会において、本制度の信託設定時期、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細について決定しましたので、お知らせいたします。

なお、項番1～4の内容については、2015年12月24日にお知らせしたものと同様の内容です。

記

1. 本制度の目的

本制度は、当行執行役の報酬と株式価値との連動性を明確にすることにより、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する執行役の貢献意識を一層高めることを目的とするものです。

これにより、当行執行役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と、変動報酬としての「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。

なお、当行は指名委員会等設置会社であり、当行執行役の報酬等は報酬委員会が決定しています。

2. 本制度の対象者

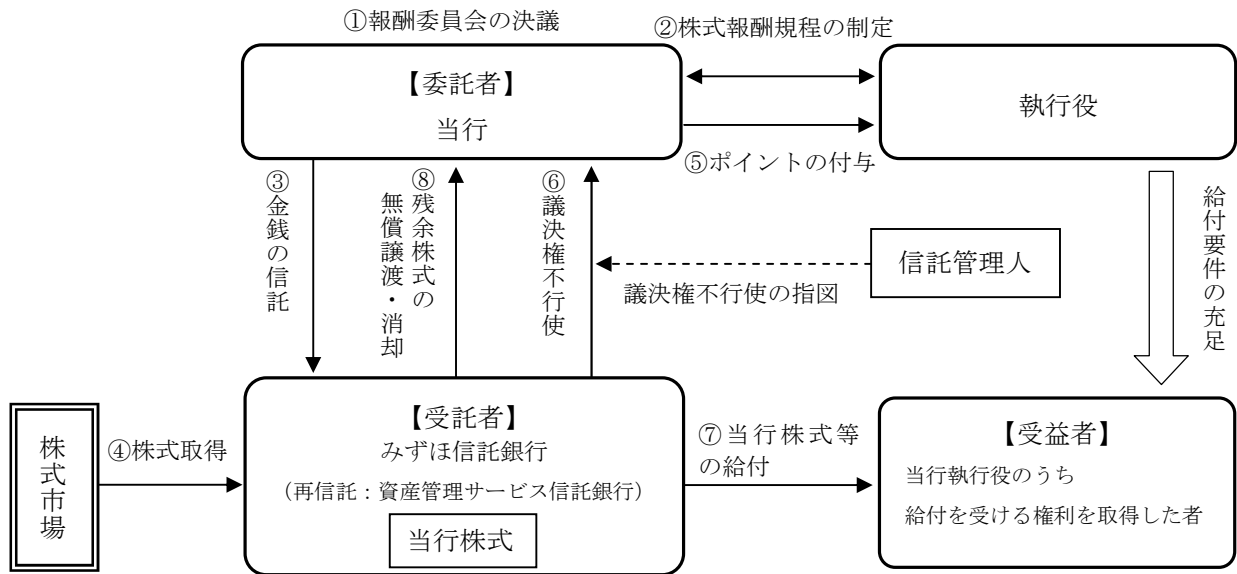
本制度の対象者は、当行執行役といたします。

3. 本制度の概要

本制度は、株式給付信託（Board Benefit Trust）と称される仕組みを採用します。株式給付信託とは、当行が拠出する金銭を原資として、当行株式が信託を通じて株式市場から取得され、当行執行役に対して、予め定める株式報酬規程に従って、当行株式及び一定割合の当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、当行執行役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として当行執行役を退任した時とします。

なお、当該信託の信託財産に属する当行株式に係る議決権は、行使しないものとします。

4. 本制度の仕組み（予定）



- ① 当行は、本制度の導入について、報酬委員会において決議します。
- ② 当行は本制度の導入に関して、執行役の報酬に係る株式報酬規程を制定します。
- ③ 当行は、①の報酬委員会の決議に基づき金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を「本信託」といいます。）。
- ④ 本信託は、③で信託された金銭を原資として、当行株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 当行は、株式報酬規程に基づき、執行役にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託においては、当行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、執行役のうち株式報酬規程に定める給付要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付することとし、そのうちの一定割合については当行株式を換算して得られる金銭を給付します。
- ⑧ なお、本信託の終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、消却を行う予定です。

5. 信託期間

2016年5月16日から2019年3月31日まで（ただし、信託終了日より1か月以上前に委託者または受託者から書面による特段の申し出がない場合は、当該信託期間は、更に3年間延長されるものとし、以後同様とします。また、本制度は、当行株式の上場廃止、株式報酬規程の廃止等により終了します。）

6. 信託金額

当行は、当行株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、当行が拠出する資金を原資として、当行株式を取得します。

具体的には、当行は、2016年3月末日で終了する事業年度から2018年3月末日で終了する事業

年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に関し、執行役への給付を行うための株式の取得資金として、470百万円を上限として本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当行は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、執行役への給付を行うための株式の取得資金を、本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、次期対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当行株式（執行役に付与されたポイント数に相当する当行株式で、執行役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資又は株式取得の原資に充当することとしますので、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

7. 当行株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当行株式の取得は、拠出された資金を原資として、株式市場を通じてこれを実施します。当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、328,800株を上限として取得するものとします。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当行
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- ④ 受益者：執行役を退任した者のうち株式報酬規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当行と利害関係のない第三者を選定する予定です。
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：2016年5月16日（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：2016年5月16日（予定）
- ⑨ 信託の期間：2016年5月16日（予定）から2019年3月31日まで（ただし、信託終了日より1か月以上前に委託者または受託者から書面による特段の申し出がない場合は、当該信託期間は、更に3年間延長されるものとし、以後同様とします。）

以上